

# 京都福祉専門学校 介護福祉科は

\専門実践/

教育訓練講座の

指定を受けました！

社会人の方  
に朗報だス！



専門実践の教育訓練給付金？？  
今までの教育訓練給付金と何が違うの？

—教育訓練給付金（上限10万円）の最大約9倍UP！—

教育訓練経費の

40%（2年間上限 **64** 万円）給付

※修了後、資格取得などして正職員などに雇用された場合は

教育訓練経費の

60%（2年間上限 **96** 万円）給付

更に!!コレが大きい!!

+

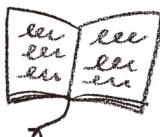
教育訓練

支援給付金 **45歳未満** の離職者である方

訓練期間中、雇用保険の基本手当の日額の半額程度を  
2か月ごとに給付！！



※受給するには一定の条件を満たしている必要があります。詳しくは裏面に。



# どんな人が対象となるのでしょうか！？



## 専門実践の教育訓練給付金

次の（1）または（2）のいずれかに該当する方で、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みをもって受講している方と修了した方。

### （1）雇用保険の一般被保険者

一般教育訓練の受講開始日に、10年以上（※）の支給要件期間がある方。

### （2）雇用保険の一般被保険者であった方

一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が10年以上（※）ある方。

※（1）（2）とも、当分の間、初めて専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可能となります。

支給要件期間とは・・・

受講開始日までの間に同一事業主の適用事業に引き続いで被保険者（高齢継続被保険者及び日雇労働被保険者を除く、一般被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいう。また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等において雇用されて被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算する。

※「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」の受給を希望される方の要件や手続きをまとめたパンフレットは厚生労働省のHPに記載されていますので、ご参照ください。

Point!! 支給申請手続きについて一手続き期限にご注意ください！-

専門実践教育訓練受講予定者は当該専門実践教育訓練を受講する前に、訓練前キャリアコンサルティングを経てジョブカードの交付を受け、専門実践教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに、ハローワークに対して、必要書類を提出し、受給資格確認手続きを行う必要があります。

手続きに十分間に合うように、入学試験を受験されることをおすすめします。

## 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、さらに以下のような離職者の方が対象です。

- ・一般被保険者でなくなってから1年内に専門実践教育訓練を開始する方
- ・専門実践教育訓練を修了する見込みがあること
- ・専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること
- ・受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制でないこと
- ・受給資格確認時において離職していること。また、その後短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になつていないこと。
- ・会社役員、自治体の長に就任していないこと。
- ・教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日以前に受けたことがある場合は例外があります。）
- ・専門実践教育訓練の受講開始日が平成31年3月31日以前であること。